**診　断　書　付　票**

１　先生が診断されたご本人について，家庭裁判所が鑑定を必要と判断した場合，鑑定を引き受けていただけますでしょうか。

　□　引き受ける。

　　□　引き受けることはできないが，次の医師を紹介する。

　　　　氏名

　　　　病院等の名称

所在地　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号　　　　　　　　）

２　鑑定をお引き受けいただける場合のみ，以下にご回答願います。

(1)　鑑定費用について（当庁では原則として５万円程度でお願いしております。）

　□　５万円でよい。　　　□　　　　万円で引き受ける。

(2)　鑑定期間について（通常，１か月前後でお願いしております。）

　□　１か月でよい。 □　その他（　　　　週間）

(3)　成年後見制度における鑑定書作成の手引は必要ですか。

□　必要□不要

　　※　鑑定を行う必要がある場合には，後日，連絡をさせていただきます。

診断書の作成方法が不明の場合には，裁判所ウェブサイト（[https://www.courts.go.jp/](http://www.courts.go.jp/)）の「裁判手続の案内」→「裁判所が扱う事件」→「家事事件」→「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」から「成年後見制度における診断書作成の手引」をダウンロードできます。

その他，不明な点は，家庭裁判所書記官室にお問い合わせください。